

訪問看護政策関連ニュース 第4号



一般社団法人
全国訪問看護事業協会
The National Association for Visiting Nurse Service

訪問看護ステーションは
住みなれた場所で、自分らしく生きる
ことを支えます



令和8年度診療報酬改定 機能強化型は4つの類型へ

I. 中央社会保険医療協議会にて答申

2月13日(金)に中央社会保険医療協議会にて令和8年度の診療報酬改定案が了承され、厚生労働大臣に答申いたしました。詳細は <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf> 個別改定項目について(p337~346:運営基準、療養担当規則関連 p397~訪問看護関連の加算等)また3月5日には厚生労働省が診療報酬改定の説明映像を配信する予定です。

訪問看護に関して主なもの提示いたします。

1) 特別地域訪問看護加算の要件見直し

(1) 移動が1時間以上かかる場合の利用者へのサービス

①厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションからのサービス、②厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションから厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者へのサービス

(2) 厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションからその地域内に居住する利用者へのサービス

①その家庭までの移動時間が30分以上の場合、②移動が往復およびサービス実施時間が2時間30分以上の場合

2) 別表ハに在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている利用者が追加

3) 訪問看護医療情報連携加算(新設) 1回/月

他の医療機関、介護支援専門員等がICTを用いて記録した診療情報等を活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価

4) 機能強化型訪問看護管理療養費4(新設)

難病等の重症度の高い利用者を受け入れるとともに、精神科訪問看護における支援ニーズの高い精神科訪問看護利用者等を受け入れ、24 時間の対応を行い、地域の関係機関と連携する体制が整備されている訪問看護ステーションについて、一定の実績等を有する場合の評価

5) 包括型訪問看護療養費の新設

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者（別表第7、第8掲げる者に該当する利用者又は特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者に限る。）に対して、24 時間体制で 計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合の1日当たりで算定する包括型訪問看護療養費を新設

6) その他

(1) 乳幼児加算が増額

(2) 訪問看護基本療養費（Ⅱ）等やその加算について、1月当たりの訪問日数や建物内の訪問看護実施人数等の細分化

(3) 物価高騰対応として訪問看護管理療養費を引き上げ、さらに訪問看護物価対応料（1日つき）が新設

(4) 訪問看護ベースアップ評価料増額、対象職種の拡大

(5) 訪問看護運営基準に下記の追加

第 9 条：心身の状況等の把握に服薬状況が追加

第 28 条 3 項：指定訪問看護にかかる安全管理のための体制整備の確保

第 30 条 2 項：最新の内容・正確な記録の整備

記録の整備

訪問看護記録書、訪問看護指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、市町村等への情報提供書が明記（新設）

2. 介護報酬の待遇改善計画提出期限は 6 月 15 日

新たに介護職員待遇改善加算の対象になる訪問看護などのサービスだけを提供する事業者は、申請する際の待遇改善計画書」の提出期限は「6 月 15 日」の予定。

◆全国訪問看護事業協会 HP 該当ページ：<https://www.zenhokan.or.jp/new/new2743/>

全国訪問看護事業協会の訪問看護事業者（管理者）大会、令和8年度診療報酬改定説明は 3 月 25 日（水）です。